

住田町ホームページに掲載する広告の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、住田町広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、町がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は住田町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は、1 枠につき縦60ピクセル×横150ピクセル、4 Kバイト以内、G I F形式とする。

(掲載募集枠等)

第4条 募集は6 枠とする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1 カ月単位とし、最長12カ月間とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(掲載料)

第6条 広告掲載料金は、以下の単価に掲載月数を乗じた額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

	単価（一月当たり）
町内に事業所を有するもの	3,000円
町内に事業所を有しないもの	5,000円

2 広告掲載期間内に、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間を次のとおり日数に換算し、その日数分の広告掲載料金を還付する。

閉鎖した時間	日数
3時間以上24時間以内	1 日
24時間以上	閉鎖日数＋1 日

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報すみた、住田町ホームページ等により行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定める。

附 則（令和2年3月5日告示第55号）

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定にかかわらず、この要領の施行の日前に掲載を決定した掲載料については、なお従前の例による。